

第17回福井地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成23年11月21日（月）午前9時00分から午後零時まで

2 開催場所

福井地方裁判所第1会議室（3階）

3 出席者

(1) 委員

金沢和憲委員，松山雄二委員，嶋本好美委員，坪井宣幸委員，松田淑子委員，海道洋子委員，竹川重弘委員，山川均委員，田辺信委員，石山容示委員長

(2) 事務担当者等

杉山事務局長，中島刑事首席書記官，西井事務局次長，岡林総務課長，中西福井簡裁庶務課長，野川総務課課長補佐，諏訪総務課庶務係長

4 議事

(1) 委員長あいさつ

(2) 災害発生時における危機管理態勢等についての説明

(3) 意見交換

5 意見交換要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び意見交換のテーマ

いずれも未定

(別紙)

意見交換の要旨

(○：委員，◎：委員長，□：事務担当者)

災害時における連絡手段として有効な手段について

- ： 連絡に携帯電話のメールを利用するという話があったが，裁判所はどうか。
- ： 裁判所においても職員間の連絡は携帯電話のメールを利用することを考えており，現在検討中である。
- ： 福井市では，気象情報や災害情報の発信を行っており，誰でも登録すれば情報を得ることが可能である。
- ： 裁判所においても，利用について検討したい。

防災計画・防災訓練について

- ◎： 市町村などで防災計画や防災訓練を何か行っているか。
- ： 福井市では，地域防災計画を策定した上で，自助・共助・公助の観点から各自治会に自主防災組織の結成をお願いしている。また，高齢者など災害時に手助けが必要な人のために，災害時要援護者避難支援制度を設けている。災害時の一時避難場所，収容避難場所として，公民館，小学校，中学校，公共施設を利用することとしている。救援物資については，防災センター，防災ステーション，地域体育館等を拠点に配布を予定し，非常食としては，ビスケット類を54,000食備蓄しているのに加え，おかゆ，スープなどの缶詰を追加で備蓄する予定である。また，飲料水については，市内32校のグラウンドの下に貯水タンクを設けて確保している。
- ： 検察庁では，防災実施要綱及び業務継続計画を策定したり，毎月，災害用伝言板を利用した災害時の連絡訓練を行ったり，年1回程度合同庁舎による避難訓練を実施している。
- ： 保育園では，大人が子供を守るのが原則であり，避難の方法や逃げる場所を決め，災害時に備え3日分程度の食料を確保している。
- ： 弁護士会では，福井豪雨を機に災害派遣マニュアルを作成して災害時に弁

護士を派遣する態勢は整えているが、弁護士会として災害時の態勢をどうするかまでは検討していない。震災後のトラブルについては、日弁連のマニュアルにより各弁護士が統一的に対応できるような態勢を整備している。

□： 裁判所における防災計画等の立案の参考とさせていただきたい。

備蓄すべき物について

○： 災害時には、簡易トイレやチェーンソーなどの電動工具というような備品も必要となるが、裁判所では準備しているのか。

□： 現時点では準備していないが、今後調達を検討したい。

地域の避難場所としての受け入れ態勢について

○： 災害時には避難場所として裁判所を開放してもらいたい。その前提として、裁判所の建物の安全性を含めて、広く地域住民に周知する必要があるのではないか。

○： 避難場所として開放する際には、迅速に判断できるような態勢としてほしい。

□： 広く住民に周知することまでは考えていないが、災害があった際に一時的に避難した人を受け入れる態勢を整えることを検討している。

○： 裁判所としても、防災対策について市や県と連携して検討すべきである。

□： 現在、市や県との連携については、情報交換等を進めている状況である。

裁判所の業務の在り方について

○： 災害発生時の裁判所の期日変更等の危機管理はどのようになっているか。

□： 民事事件については期日の変更等を行い、刑事事件については、期日の変更等に加えて身柄の取扱いを検討することになる。

○： 刑事事件では、災害時の身柄の移監の問題が大きく、裁判所の理解が必要である。